

3年以内既卒者奨励金の 実施期間が延長されました

学校卒業後3年以内で安定した仕事に就いていない若者を雇い入れた事業主に対して支給される奨励金制度について、震災や円高の影響により、今後も厳しい就職環境が継続する可能性が高いことから、当初は平成23年度末であった実施期間が延長されました。

延長の対象となった奨励金と延長措置の内容は次のとおりです。

	基本（特例措置以外）	東日本大震災特例措置
延長内容	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります（※3）	平成25年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成25年4月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります（※3）
3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 平成21年3月以降に大学等（※1）を卒業後、安定した就労経験がない人が対象	正規雇用から6ヵ月定着した場合に、100万円支給 （奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り）	「震災特例専用求人（※2）」を提出し、対象者を雇い入れ → 正規雇用から6ヵ月定着した場合に、120万円支給 雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回（震災特例対象者10人）まで支給が可能
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金 平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労経験がない人が対象	有期雇用（トライアル雇用）期間（原則3ヵ月） ：1人につき月額10万円、 正規雇用から3ヵ月後：50万円支給	「震災特例専用求人」を提出し、対象者を雇い入れ → 正規雇用から3ヵ月定着した場合に、60万円支給

※1 「大学等」とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。

※2 「震災特例専用求人」とは、被災した卒業後3年以内の既卒者（震災特例対象者）に限定した奨励金対象求人を行います。

※3 平成21年3月1日から平成22年2月28日までに卒業した人は、平成24年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

- 各奨励金とも、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしていて、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた人が対象となります。（ハローワークまたは新卒応援ハローワークから紹介を受ける前に、対象者を雇用する取り決めをしている場合は、支給対象になりません）
- 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、その労働者を雇用したことがある場合（アルバイトなど短期雇用も含む）は、支給対象になりません。
- 平成23年11月20日以前に奨励金対象求人への紹介を受けている場合には、平成24年3月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。